



「文書による事前教示」をご利用ください

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受けることができる制度で、

- 事前に一般特恵税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し3年間尊重される

などのメリットがあります。



カスタム君

「文書による事前教示」のメリット

照会書の提出

原産地を照会します

事前教示に関する照会書
照会者：財務商事株
「経済連携協定（アセアン）について照会します」
品名：Tシャツ
型番：ST-2
製造地：VIETNAM
照会貨物の説明：
(材料・製造工程等)

照会者
(輸入者・通関業者)

回答書の交付

事前教示回答書
回答：日アセアン包括協定上のベトナム原産品と認められる。
品名：Tシャツ
(61.09 項)
材料・製造工程：
原産地認定理由：

輸入申告のときに、窓口に提示してください

税関
(原産地部門)

輸入申告

アセアン協定の特恵税率で申告します

事前教示回答書
問題ありません

照会者
(輸入者・通関業者)

税関
(通関部門)

「文書による事前教示」がないと起こりうる事例

輸入申告のとき



ベトナムでスーツを縫製したので、アセアン協定の特恵税率を適用して申告しよう！



これは生地が中国製なので、適用できません



事前に文書で照会しておけばよかった…

文書による事前教示のための様式は、税関ホームページから入手できます (<http://www.customs.go.jp>)

各種様式・記載要領

トップページ下部
「ピックアップ」のコーナー
「輸出入手続」

→ 関税法関係[C]

事前教示に関する照会書

(原産地照会用)(C-1000-2)

お問い合わせ先：東京税関 業務部首席原産地調査官

tel 03-3599-6527 email tyo-gyomu-origin@customs.go.jp

※原産地を回答するためには、使用材料や製造工程等の詳細が必要です。メールでの照会も受け付けておりますが、材料等の情報が不十分な場合、改めて資料の提出をお願いすることとなりますので、ご留意下さい。